

議案第 62 号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 26 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の6の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第20条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、前項中「第

16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p>
<p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条 _____ の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込み額から第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条 <u>及び第20条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込み額から第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>ウ 法 <u>第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p>	<p>ウ 法 <u>第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p>
<p>エ 法 <u>第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>	<p>エ 法 <u>第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>
<p>オ・カ (略)</p>	<p>オ・カ (略)</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
<p>ア～ウ (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p>
<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 _____ の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p>	<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 <u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金</p>

等賦課総額)

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条\_\_\_\_\_の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項\_\_\_\_\_の規定による繰入金を除く。)の額

(保険料の減額)

第20条 (略)

～略～

(加える)

等賦課総額)

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条及び第20条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(低所得者の保険料の減額)

第20条 (略)

～略～

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、第5項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

(所得等の申告)

第20条の3 (略)

～略～

(所得等の申告)

第20条の4 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。